

家庭ごみ収集の統一化について

1. 可燃ごみ（週2回の収集）
指定袋に入れて近所の可燃ごみステーションに出す。（現行どおりで変更なし）
2. 資源ごみ（月2回の収集）
「空きカン」「空きビン」「ペットボトル」「その他プラ」のすべての品目と、新たに「その他金属類（ナベ、ヤカン、フライパン等の金属製品）」を同じ日に地区の資源ごみステーションに出す。
出し方は、市が配布する容器（コンテナなど）に品目ごとに出す。
3. 不燃ごみ（月1回の収集）
収集方法を袋（有料指定袋）収集に統一し、指定袋に入れてステーションに出す。
（コンテナ収集は廃止）
指定袋は、45ℓ入り：30円/枚、30ℓ入り：20円/枚の2種類（可燃ごみ袋と同じ価格と販売方法）
4. 有害ごみ（月2回の収集）
「乾電池」「蛍光灯」は資源ごみステーションに出す。（回収ボックスは廃止）
出し方は、市が配布する容器（コンテナなど）に品目ごとに出す。
5. 古紙類（月2回の収集） 大宮町のみ
収集日が祝祭日になった場合もすべての品目を収集することとします。

全市域共通の変更点

- ・不燃ごみ（埋立ごみ）は、コンテナを禁止し、指定袋収集に限ることとする。
- ・有害ごみ（乾電池・蛍光灯）の回収ボックスは廃止し、資源ごみステーションで月2回、収集することとする。
- ・新しく「その他金属類」を分別して、月2回、収集することとする。

各町の変更点

峰山町

- ・空きカンを収集する日を月2回とし、他の資源ごみと同じステーションで回収することとする。
- ・空きビンを収集する日を月2回とする。

網野町

- ・不燃ごみの収集は、月1回とする。

丹後町

- ・不燃ごみの収集は、月1回とする。

久美浜町

- ・不燃ごみの収集は、月1回とする。